

## 佐賀県規則第4号

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

佐賀県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中小企業高度化資金 法第15条第1項第3号ロ及びハに規定する資金並びに<u>同項第18号に掲げる業務のうち同項第3号ロ及びハ並びに第12号に掲げる業務に附帯する業務として中小企業者に貸し付ける資金</u>（以下「中小企業者貸付資金」という。）並びに同項第4号に掲げる業務のうち同項第3号ロ<u>及びハに掲げる業務並びに同項第18号に掲げる業務のうち同項第3号ロ及びハ並びに第12号に掲げる業務に附帯する業務として独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>（以下「機構」という。）に貸し付ける資金（以下「機構貸付資金」という。）をいう。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第5条</b> 中小企業者貸付資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める中小企業高度化資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>連帯保証確認書</u>（知事が別に定める事業に係る申請者を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中小企業高度化資金 法第15条第1項第3号ロ及びハに規定する資金並びに<u>同項第25号に掲げる業務のうち同項第3号ハ、第8号、第11号及び第13号に掲げる業務に附帯する業務として中小企業者に貸し付ける資金</u>（以下「中小企業者貸付資金」という。）並びに同項第4号に掲げる業務のうち同項第3号ロ<u>に掲げる業務として独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>（以下「機構」という。）に貸し付ける資金（以下「機構貸付資金」という。）をいう。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p><b>第5条</b> 中小企業者貸付資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める中小企業高度化資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正前				改正後			
(担保又は保証人)				(担保及び保証)			
<b>第8条 略</b>				<b>第8条 略</b>			
2 借主（知事が別に定める事業に係る借主を除く。）は、 <u>連帯保証人を2名以上立てなければならない。</u>				2 借主は、前項に規定する担保に代えて、又はこれに併せて <u>金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証その他これに準ずるもので知事が適当と認めるものを提供することができる。</u>			
3 借主は、 <u>前項の規定に係る連帯保証人が欠け、又は当該連帯保証人について、保証能力がなくなると知事が認めて指示したときは、速やかに連帯保証人を変更し、知事の承認を受けなければならない。</u>				3 借主は、前2項の規定により担保又は保証を提供する場合において、 <u>なお知事が高度化資金に係る債権の保全を図るために必要があると認めるときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。</u>			
4 <u>第1項の担保の提供に要する費用は、借主の負担とする。</u>				4 借主は、知事が前3項の規定による担保又は保証の提供のほか、 <u>特に必要があると認めて指示したときは、速やかに担保又は保証を追加し、又は変更し、知事の承認を受けなければならない。</u>			
<b>別表第1（第3条関係）</b>				<b>別表第1（第3条関係）</b>			
事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設	事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「施行令」という。） <u>第2条第1項第1号イ</u> に規定する事業のうち、 <u>経営革新のための事</u>	略		1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「施行令」という。） <u>第3条第1項第1号イ</u> に規定する事業のうち、 <u>経営革新のための事</u>	略	

改正前				改正後			
	業				業		
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号イに規定する事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業	(1) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う一の代表者 (2) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行うそれぞれの者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備				
3 下請振興事業計画承認グループ事業	施行令第2条第1項第1号ロに規定する事業	(1) 下請振興事業計画承認グループ事業を行う一の代表者 (2) 下請振興事業計画承認グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 下請振興事	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	2 受託中小振興計画承認グループ事業	施行令第3条第1項第1号ロに規定する事業	(1) 受託中小振興計画承認グループ事業を行う一の代表者 (2) 受託中小振興計画承認グループ事業を行う全ての者の連名によるもの (3) 受託中小振	受託中小振興計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

改正前				改正後			
			業計画承認グループ事業を行うそれぞれの者				興計画承認グループ事業を行うそれぞれの者
4 総合効率化計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号ハに規定する事業	略		3 総合効率化計画認定グループ事業	施行令第3条第1項第1号ハに規定する事業	略	
5 施設集約化事業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であって、 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第28条第1項に規定する基準（同項第1号イに係るも</u>	略		4 施設集約化事業	(1) 施行令第3条第1項第2号イに規定する事業であって、 <u>独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第28条第1項に規定する基準（同項第1</u>	略	

改正前		改正後	
	<p>のに限る。)に適合しているもの</p> <p>(2) <u>施行令第2条第1項第2号ロ</u>に規定する事業であって、<u>省令第29条第1項</u>に規定する基準(同項第1号イに係るものに限る。)に適合しているもの</p> <p>(3) <u>施行令第2条第1項第2号ハ</u>に規定する事業であって、<u>省令第30条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(4) <u>施行令第2条第1項第2号ニ</u>に規定する事業であって、<u>省令第31条第1項第2号</u>又は<u>第31条第2項第1号イ</u>に掲げる基準に適合しているもの</p>		<p>号イに係るものに限る。)に適合しているもの</p> <p>(2) <u>施行令第3条第1項第2号ロ</u>に規定する事業であって、<u>省令第29条第1項</u>に規定する基準(同項第1号イに係るものに限る。)に適合しているもの</p> <p>(3) <u>施行令第3条第1項第2号ハ</u>に規定する事業であって、<u>省令第30条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(4) <u>施行令第3条第1項第2号ニ</u>に規定する事業であって、<u>省令第31条第1項第2号</u>又は<u>同条第2項第1号イ</u>に掲げる基準に適合しているもの</p>

改正前				改正後			
6 連鎖事業	<p>(1) <u>施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であって、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ロに係るものに限る。）に適合しているもの</u></p> <p>(2) <u>施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であって、省令第31条第2項第1号ロに掲げる基準に適合しているもの</u></p>	<p><u>連鎖化事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>事業協同組合等</u></p> <p>イ <u>出資会社</u></p>	<p><u>連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設の土地、建物、構築物又は設備</u></p>				
7 共同施設事業	<p>(1) <u>施行令第2条第1項第2号イに規定する事業であって、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているもの</u></p> <p>(2) <u>施行令第2条第1項第2号ロに</u></p>	<p>共同施設事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>特定中小企業団体（施行令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）</u></p>	略	5 共同施設事業	<p>(1) <u>施行令第3条第1項第2号イに規定する事業であって、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているもの</u></p> <p>(2) <u>施行令第3条第1項第2号ロに</u></p>	<p>共同施設事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>特定中小企業団体（施行令第3条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）</u></p>	略

改正前				改正後			
		規定する事業であって、省令第29条第1項に規定する基準（同項第1号ロに係るものに限る。）に適合しているもの	イ 略			規定する事業であって、省令第29条第1項に規定する基準（同項第1号ロに係るものに限る。）に適合しているもの	イ 略
8 経 営改 革事 業	(1) 施行令第2条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項に規定する基準（同項第1号ハに係るものに限る。）に適合しているものであって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理	経営改革事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ア 特定中小企業団体 イ 出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備				

改正前				改正後			
	<p>設備を併せて取得し、組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)に買取予約付きで賃貸するものを含む。)</p> <p>(2) 施行令第2条第1項第2号ニに規定する事業であって、省令第31条第1項第3号に掲げる基準に適合しているもの</p>						
9 設備リース事業	<p>施行令第2条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項に規定する基準(同項第1号ハに係るものに限る。)に適合しているものであって、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸する</p>	略		6 設備リース事業	<p>施行令第3条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項に規定する基準(同項第1号ハに係るものに限る。)に適合しているものであって、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸する</p>	略	

改正前			改正後		
	もの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）			もの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで賃貸するものを除く。）	
10 企業 合 同 事 業	<p>(1) <u>施行令第2条第1項第2号ハ</u>に規定する事業であって、省令第30条第1項第2号から第6号までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(2) <u>施行令第2条第1項第2号ニ</u>に規定する事業であって、省令第31条第1項第4号から第8号までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(3) <u>施行令第2条第1項第2号ホ</u>に</p>	略	7 企 業 合 同 事 業	<p>(1) <u>施行令第3条第1項第2号ハ</u>に規定する事業であって、省令第30条第1項第2号から第6号までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(2) <u>施行令第3条第1項第2号ニ</u>に規定する事業であって、省令第31条第1項第4号から第8号までのいずれかに掲げる基準に適合しているもの</p> <p>(3) <u>施行令第3条第1項第2号ホ</u>に</p>	略

改正前				改正後			
	規定する事業				規定する事業		
11 集 団化 事業	施行令第2条第1項 第3号に規定する事 業	集団化事業を行う 者であって、次の いずれかに該当す るもの (1) 略 (2) 事業協同組 合等の組合員等 である特定中小 事業者（施行令 第2条第1項第 3号に規定する 特定中小事業者 をいう。）、企業 組合又は協業組 合	施行令第2 条第1項第 3号に規定 する工場、 事業場、店 舗その他の 施設を整備 するために 必要な土 地、建物、構 築物又は設 備	8 集 団化 事業	施行令第3条第1項 第3号に規定する事 業	集団化事業を行う 者であって、次の いずれかに該当す るもの (1) 略 (2) 事業協同組 合等の組合員等 である特定中小 事業者（施行令 第3条第1項第 3号に規定する 特定中小事業者 をいう。）、企業 組合又は協業組 合	施行令第3 条第1項第 3号に規定 する工場、 事業場、店 舗その他の 施設を整備 するために 必要な土 地、建物、構 築物又は設 備
12 集 積区 域整 備事 業	施行令第2条第1項 第4号に規定する事 業	略	施行令第2 条第1項第 4号に規定 する工場、 事業場、店 舗その他の 施設を整備 するために 必要な土 地、建物、構 築物又は設 備	9 集 積区 域整 備事 業	施行令第3条第1項 第4号に規定する事 業	略	施行令第3 条第1項第 4号に規定 する工場、 事業場、店 舗その他の 施設を整備 するために 必要な土 地、建物、構 築物又は設 備

改正前				改正後			
			備				備
13 地 域産 業創 造基 盤整 備事 業	施行令第2条第2項 第1号に規定する事 業	地域産業創造基盤 整備事業を行う者 であって、次のい ずれかに該当する もの (1) 特定会社（施 行令第2条第2 項第1号に規定 する特定会社を いう。以下同 じ。） (2) 一般社団法 人等（施行令第 2条第2項第1 号に規定する一 般社団法人等を いう。以下同 じ。） (3) 商工会等（施 行令第2条第2 項第1号に規定 する商工会等を いう。以下同 じ。） (4) 略	略	10 地 域産 業創 造基 盤整 備事 業	施行令第3条第2項 第1号に規定する事 業	地域産業創造基盤 整備事業を行う者 であって、次のい ずれかに該当する もの (1) 特定会社（施 行令第3条第2 項第1号に規定 する特定会社を いう。以下同 じ。） (2) 一般社団法 人等（施行令第 3条第2項第1 号に規定する一 般社団法人等を いう。以下同 じ。） (3) 商工会等（施 行令第3条第2 項第1号に規定 する商工会等を いう。以下同 じ。） (4) 略	略
14 商	施行令第2条第2項	略		11 商	施行令第3条第2項	略	

改正前			改正後		
店街 整備 等支 援事 業	第2号に規定する事 業		店街 整備 等支 援事 業	第2号に規定する事 業	
<u>15・16</u> 略			<u>12・13</u> 略		

別表第2（第4条関係）

貸付金の種類	貸付割合	利率 (年 利)	償還期 限(据置 期間を 含む。 ( )内 は、据置 期間で ある。)
1 小規模事業者貸付	略	<u>1.05</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト以</u> <u>内</u>	略

別表第2（第4条関係）

貸付金の種類	貸付割合	利率 (年 利)	償還期 限(据置 期間を 含む。 ( )内 は、据置 期間で ある。)
1 小規模事業者貸付	略	<u>準則</u> <u>で定</u> <u>める</u> <u>率</u>	略

改正前					改正後				
		時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。)が専有する施設の整備に係る貸付金							
2 広域貸付	別表第1の6、7又は9から11までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付金	略	1.05パーセント以内	略	2 広域貸付	別表第1の5から8までに掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付金	略	準則で定める率	略
3 施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの ア 過去に、別表第1の1から12までのいずれかに掲げる事業を行った中小企業者が、当該事業に係	略	1.05パーセント以内	略	3 施設再整備貸付	次のいずれかの要件に該当するもの ア 過去に、別表第1の1から9までのいずれかに掲げる事業を行った中小企業者が、当該事業に係	略	準則で定める率	略

改正前					改正後				
	るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付金					るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付金			
	イ 別表第1の <u>11</u> に掲げる事業を実施した事業協同組合等が施行令第2条第1項に規定する事業として行う空き区画等の再整備に係る貸付金					イ 別表第1の <u>8</u> に掲げる事業を実施した事業協同組合等が施行令第3条第1項に規定する事業として行う空き区画等の再整備に係る貸付金			
4 普通貸付	別表第1の <u>1</u> 若しくは <u>3</u> から <u>12</u> までに掲げる事業に係る貸付金であって、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の <u>15</u> 若しく	略	<u>1.05</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト以</u> <u>内</u>	略	4 普通貸付	別表第1の <u>1</u> から <u>9</u> までに掲げる事業に係る貸付金であって、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の <u>12</u> 若しくは <u>13</u> に掲げ	略	<u>準則</u> <u>で定</u> <u>める</u> <u>率</u>	略

改正前					改正後				
	は16に掲げる事業に係る貸付金					る事業に係る貸付金			
	別表第1の1から12までに掲げる事業に係る貸付金であって、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の13若しくは14に掲げる事業に係る貸付金	整備資金の100分の80以内(別表第1の2に掲げる事業に係る貸付けにあっては、整備資金の100分の90以内)	略			別表第1の1から9までに掲げる事業に係る貸付金であって、本表の1から3までに掲げる貸付け以外のもの又は別表第1の10若しくは11に掲げる事業に係る貸付金	整備資金の100分の80以内	略	
5・6 略					5・6 略				
備考 本表の1から4までに掲げる貸付金の種類のうち、次のいずれかに該当するものについては、無利子貸付けとする。					備考 本表の1から4までに掲げる貸付金の種類のうち、次のいずれかに該当するものについては、無利子貸付けとする。				
1 別表第1の5に掲げる事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社に出資した者の3分の2以上の者が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付け					1 別表第1の4に掲げる事業を実施する事業協同組合等、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社に出資した者の3分の2以上の者が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る資金の貸付け				
2 別表第1の7又は11に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付け					2 別表第1の5又は8に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る資金の貸付け				
3 別表第1の8に掲げる事業であって、 <u>伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。)</u> 第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条第3項に規定す									

改正前	改正後
<p><u>る認定活性化計画に基づき実施する事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>4 別表第1の11又は12に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>5 別表第1の1から5まで、7、8、11又は12に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>6 別表第1の7又は12に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>7 別表第1の11に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>8 別表第1の5に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>9 別表第1の8に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>10 別表第1の6に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p>	<p><u>3 別表第1の8又は9に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>4 別表第1の1から5まで、8又は9に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>5 別表第1の5又は9に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>6 別表第1の8に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p> <p><u>7 別表第1の4に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</u></p>

改正前	改正後
<p>11 別表第1の5、7、11又は12に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>8 別表第1の4、5、8又は9に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>12 別表第1の4、5（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、7、10、11又は12に掲げる事業のうち、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第5条第2項</u>に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>9 別表第1の3、4（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、5又は7から9までに掲げる事業のうち、<u>物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第7条第2項</u>に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>13 別表第1の7、8又は11に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業であって同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付け</p>	<p>10 別表第1の5又は8に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業であって同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る資金の貸付け</p>
<p>14 別表第1の5、7（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、11又は12に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>11 別表第1の4、5（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、8又は9に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>15 別表第1の1又は5から11までに掲げる事業のうち、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第10条第2項</u>に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>12 別表第1の1又は4から8までに掲げる事業のうち、<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第15条第2項</u>に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>
<p>16 別表第1の2に掲げる事業に係る資金の貸付け</p>	
<p>17 別表第1の3、5から9まで又は11に掲げる事業のうち、下</p>	<p>13 別表第1の2、4から6まで又は8に掲げる事業のうち、受</p>

改正前	改正後
<p>請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者である場合における貸付け</p> <p>18 別表第1の5、7、11又は12に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>	<p>託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者である場合における貸付け</p> <p>14 別表第1の4、5、8又は9に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。